

令和5年度緑の普及啓発事業業務委託仕様書

山梨県が行う緑の普及啓発事業（以下「業務」という。）の業務内容は、次のとおりとする。

1 目的

より多くの県民に対し、身近な場所で緑化に関する学習機会を提供する「緑の教室事業」と、手軽に緑化情報が得られるようにする「緑化相談事業」を実施することにより、県民の緑化意識の醸成を図る。

2 実施期間

契約日から令和6年3月31日まで

3 基本方針と目標

緑に関する知識・技術の普及と人材の育成、情報の提供を図るとともに、緑に関わる多様な主体の連携を図ることにより、県民一人ひとりが、緑の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などと協働・連携して、社会全体で次代に引き継ぐ緑づくりを推進する。

なお、各業務の利用者数の目標数値は別表1のとおりとし、受託者は、県と協力し目標の達成に努めることとする。

別表1 各業務の利用者目標数 (参考)

事業名	目標数	R3実績
緑の教室の受講者数	1,380人	813人
緑化相談件数	2,000件	914件

4 業務の内容等

(1) 緑の教室事業

県民を対象に緑に関する知識や技術の普及、多様な主体による緑化の推進を目的に、緑に関する講座（以下「緑の教室」という。）において、次に示す「通常講座」、「上級講座」、「巨樹・名木学習講座」及び「特別講座」の企画・実施を行う。なお、講座の実施に当たっては、より多くの県民に、より身近な場所で緑化に関する学習機会を提供できるよう、県内各施設に分散して開催するとともに、ソーシャルメディア等のITを積極的に活用して、広報や講座に関する情報を発信すること。

① 通常講座

一般県民を対象に、緑に関わる多様な内容の講座を次のとおり実施すること。

ア 実施期間内に、34回以上開催すること。

イ 各講座については、別表2の「講座のねらい」に沿った内容を企画・実施すること。また、別添①「緑の教室（通常講座）受講者アンケートによる希望講座」を参考に企画すること。

ウ 講座計画の立て方については、別添②「令和4年度『緑の教室』開講計画」を参考にすること。

エ 各回の定員は、原則として約30人程度とし、講座内容や実施する施設の状況に応じて適宜決定すること。

オ 参加者が特定の年齢に偏ることのないよう、幅広い年齢層が参加しやすい内容とすること。

カ 講座のうち、実習を伴うものについては、要点について動画撮影を行い、後日、講義の復習や講座のPR等に活用すること。

キ 寄せ植え等の講座において必要となる原材料等の実費は、受託者の責任において徴収することができる。

ク 徴収した金銭は、契約書第19条第1項で定める専用の口座で管理し、原材料等の購入費に充当するものとする。

ケ 講座の内容については、知事の承認を得て変更することができる。

コ 講座は、別表3の「開催回数」を満たすよう計画すること。また、中北、峡東、峡南及び富士・東部の各林務環境事務所管内（以下「地域」という。）において、別表2の「講座のねらい」に沿った内容の講座を少なくとも各1回は開催すること。

サ 講座は、別表4の「指定施設」で少なくとも1回の開催を行うこと。

別表2 通常講座の一覧

推進体系	講座のねらい	最低開催回数
緑をつくる	身近な場所での緑づくりを学ぶ ・ガーデニング講座 等	4回
緑をいかす	緑の活用を学ぶ ・季節の寄せ植え講座 等	4回
緑をまもる	緑の管理・保全を学ぶ ・庭木の手入れ講座 等	4回
緑をまなぶ	緑の特性、働き、役割など学ぶ講座 ・木工教室、木育講座 等	4回
年間開催回数		34回

別表3 通常講座の開催回数

地域	最低開催回数
中北	4回
峡東	4回
峡南	4回
富士・東部	4回
年間開催回数	34回

別表4 通常講座の「指定施設」

地域	指定施設
中北	武田の杜
	芸術の森公園
	県立図書館
峡東	金川の森
峡南	森林総合研究所
	富士川クラフトパーク
富士・東部	富士山科学研究所
	桂川ウェルネスパーク

② 上級講座

緑に関心の高い県民を対象に、地域の緑化の推進及び樹木の診断を行う者を養成するための講座を次のとおり実施すること。

ア 別添③「令和4年度上級講座（緑サポーター養成研修）実施要領」を参考に、実施期間内に7日間の講座を実施すること。

イ 各回の定員は30人程度とすること。

ウ 研修内容（カリキュラム）は、（一財）日本緑化センターが実施する緑サポーター養成事業に対応した内容とすることとし、事前に知事及び（一財）日本緑化センターの承認を得ること。

エ 上級講座について6日以上講座を修了した者には、知事による修了証書を授与するとともに、希望者については「緑サポーター」として日本緑化センターへの登録事務を行うこと。

オ 開催施設・日時等は、緑サポーターの認定を目指す受講者が連続して受講できるように配慮すること。なお、定員に余裕がある場合は、1講座でも受講できるものとする。

③ 巨樹・名木学習講座

一般県民を対象に、バス等で県内の巨樹・名木を巡り、現地においてその価値、保全、活用等について学ぶ講座を次のとおり実施すること。なお、「巨樹・名木」とは、山梨県内に生育し胸高幹周（地上1.3m）が概ね300cm以上の樹木又は巨樹の大きさに達しないものの、天然記念物や保存樹木に指定されているもの及び優れた樹形や希少性質等を有する樹木とする。

ア 実施期間内に各地域において各2回（計8回）開催すること。各回の定員は、20人程度とすること。

イ 1回の講座で3か所程度の巨樹・名木を対象とすること。

ウ 講座で実施した樹木診断の結果は、別添④「定期観察票」により県に提出すること。また、別添④「定期観察票」を用いて所有者に観察結果の情報提供を行うこと。

エ 傷害保険加入料など研修実費は、受託者の責任において徴収すること。

オ 徴収した金銭は、契約書第19条第1項で定める専用の口座で管理すること。

④ 特別講座

主に県内市街地に暮らす県民を対象として、都市緑化に関する専門家を講師として、地域コミュニティによる緑化推進の手法を学び、都市部の緑化推進に資するための講座を次のとおり開催すること。

ア 講座は1回実施することとし、定員は100人程度とすること。

イ 内容は目的に合致した専門家による講演形式とし、講演時間は90分～120分程度とすること。

ウ 会場は、県内各地から参加しやすく、かつ公共交通機関の利用にも十分配慮して決定すること。

(2) 緑化相談事業

県民からの緑に関する相談、質問及び研修の要請等に応じ、次のとおり実施すること。

① 緑化相談の実施

ア 緑化相談は、対面、専用の固定電話及び電子メールにより実施することとし、それに必要な整備は受託者が行うこと。また、相談方法については広く県民に周知すること。

- イ 緑化相談の対面窓口は、多くの県民が利用しやすいよう所在地、交通機関からの距離、所要時間等に十分配慮し設置すること。
- ウ 緑に関する専門的な相談については、(一財)日本緑化センターが認定する樹木医の資格を有する者が応じること。なお、樹木医が診断や講義等で対応できない場合は、代理の職員が質問を受け、回答は後に樹木医が行うこと。
- エ 実施期間は、次の日を除いた期間とすること。
- ・ 月曜日（この日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
 - ・ 休日の翌日（この日が休日又は日曜日である場合を除く。）
 - ・ 12月29日から翌年1月3日までの日
- オ 実施時間は、午前9時から午後5時までとすること。なお、利用者対応等の業務がある場合には、必要に応じて実施時間の延長を行うことができるものとする。
- カ より多くの県民が手軽に緑に関する情報にアクセスできるよう、ITを活用し情報提供を行うこと。具体的には、ソーシャルメディア等を活用し、頻繁にある質問への回答事例や季節ごとの病虫害の防除方法等緑化に関する情報、アドバイスなどを積極的に発信すること。この際の情報発信及び更新の頻度は、別表5に示す要件を満たすこと。
- キ 樹木医の出張相談については、公共施設又は公共性が高いと認められる場合に限り実施すること。
- ク 県が任命するグリーンアドバイザーと連携して業務を行うこと（別添⑤「グリーンアドバイザー活動実施要領」参照）。

別表5 緑化情報の更新要件

内容	更新頻度	備考
頻繁にある質問への回答事例	随時更新	業務開始時には、15程度の回答事例を作成すること。
病虫害の防除方法・季節ごとの樹木の管理方法	病虫害の発生する時期に合わせ、概ね1か月に1回以上	
開花・紅葉情報	サクラ・モモ等の開花や紅葉の時期に合わせて更新	県内各地の緑サポーター等から情報を収集し、とりまとめの上、情報を発信すること
緑化の推進に関する情報	概ね2週間に1回以上	緑の効用や価値、おすすめの庭木など緑化の推進に資する情報を発信すること

② 小学校等研修会の実施

- ア 教育機関・団体等の要請により、樹木医が出向いて樹木や緑の効果、重要性等について講義や樹木診断を行うこと。
- イ 講義の内容は、要請元の要望を踏まえ、受講者の年齢、緑に関する関心度等に応じ、十分調整した上で実施すること。
- ウ 緑が極めて少ない市街地の小学校等を中心に広報活動を積極的に行い、実施期間内に28回程度実施すること。

③ 緑化に関する団体等の連携

ア 樹木医会、緑サポーター会等の緑化の推進に携わる団体と連携し、県内の緑に関する情報（開花の状況や病虫害の発生状況等）を収集し、県民に向けてホームページ等で情報を発信すること。

イ その他、緑に関わる多様な団体等が緑化の推進に取り組むために必要な支援を行うこと。

④ 器具の貸与について

県が所有する顕微鏡、研修用資材等の器具について、貸与が必要な場合には、知事に申請することができる。

(3) 広報活動

各種事業の参加者及び利用者の増加を図るため、業務に係る広報を次のとおり実施すること。

ア 事業を広報するパンフレットの作成、配布を行い、業務のPR及び関連情報の提供に努めること。

イ ソーシャルメディア（フェイスブック等）をもって情報提供するに当たり、森林整備課ホームページ、やまなしまなびネットワークシステム等と積極的に連携すること。

(4) 利用者の満足度向上を図る業務

年間を通じて、業務の利用者の満足度向上を図るため、次のとおりアンケートを実施すること。

ア 設問の内容については、事前に知事の承認を得るとともに、短時間で回答でき、業務の満足度向上につながるものとなるよう工夫すること。

イ 結果について分析を行うとともに、満足度の向上に必要な措置を講ずること。

ウ 講座の参加者及び緑化相談の利用者については、その実績を知事へ報告すること。

5 定期報告等

(1) 業務報告

① 定期報告

毎月10日までに、前月の業務に関する次の事項を記載した業務報告を提出すること。

- ・ 緑の教室事業実績報告
- ・ 緑化相談事業実績報告
- ・ 教育機関、団体等研修会実績報告
- ・ アンケート集計結果

② 随時報告

講座完了の翌月10日までに、次の講座に関する実施状況及びアンケート集計結果を記載した業務報告を提出すること。

- ・ 巨樹・名木学習講座（定期観察表の提出を含む）
- ・ 特別講座

(2) 勤務予定表

前月末日までに提出すること。

6 委託業務の引継

受託者は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援すること。

これに必要な措置又は支援の具体的な内容は、県と協議の上定めるものとする。

7 関係法令等の遵守

業務を行うに当たっては、次の関係法令を遵守すること。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令
- (4) 山梨県個人情報保護条例
- (5) 山梨県情報公開条例
- (6) 山梨県暴力団排除条例
- (7) その他本業務を運営するための業務に関連する全ての法令等

8 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底

業務を行うに当たっては、「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について（山梨県知事）」及び各施設等が作成するガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること。